

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第44号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証券による納付又は納入)</p> <p>第13条の2 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を証券をもって納付し、又は納入することができる。</p> <p>2 前項の規定により納付し、又は納入することができる証券は、その券面金額が徴収すべき金額を超えないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、権利の行使のため定められた期間の満了に近いもの又は支払が不確実であると認めるものについては、税務出納員及び税務取扱員はこれを受け取することを拒絶することができる。</p> <p>(1) 持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは<u>指定金融機関等</u>を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、<u>支払地を全国の区域内とするもの</u>であって、その提示期間内に支払のための提示をすることができるもの</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(納付又は納入の委託を受けることができる有価証券の種類)</p> <p>第13条の3 略</p> <p>(1) 納税者又は特別徴収義務者から受託した有価証券を再委託する銀行が加入している手形交換所に加入している銀行（手形交換所に準ずる制度を利用している再委託する銀行と交換決済をなしうる銀行を含む。次号及び第3号において「所在地の銀行」という。）を支払人とした小切手で、次のいずれかに該当するもの</p>	<p>(証券による納付又は納入)</p> <p>第13条の2 納税者又は特別徴収義務者は、その納付又は納入すべき徴収金を証券をもって納付し、又は納入することができる。</p> <p>2 前項の規定により納付又は納入することができる証券は、その券面金額が徴収すべき金額を超えないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、権利の行使のため定められた期間の満了に近いもの又は支払が不確実であると認めるものについては、税務出納員及び税務取扱員はこれを受け取することを拒絶することができる。</p> <p>(1) 持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは<u>指定金融機関</u>を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、<u>支払地が受領者の所在地又は受領者が払い込むべき指定金融機関等の所在地</u>であって、その提示期間内に支払のための提示をすることができるもの</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(納付又は納入の委託を受けることができる有価証券の種類)</p> <p>第13条の3 法第16条の2に規定する知事が定める有価証券は、次に掲げるもので、その券面金額が納付し、又は納入すべき徴収金の額を超えないものであって、指定金融機関等を通じて取り立てることができるものに限るものとする。</p> <p>(1) 納税者又は特別徴収義務者から受託した有価証券を再委託する銀行が加入している手形交換所に加入している銀行（手形交換所に準ずる制度を利用している再委託する銀行と交換決済をなしうる銀行を含む。次号において「所在地の銀行」という。）を支払人とした小切手で、次のいずれかに該当するもの</p>

(2) 略

(3) 支払人又は支払場所を所在地の銀行以外の銀行とする前2号に掲げる小切手、約束手形又は為替手形で、再委託する銀行を通じて取り立てることができる、かつ、その支払が特に確実であると認められるもの

(2) 略

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。